

仕 様 書

1. 業務名称

統一地方選挙にかかるポスター掲示場作製・設置等業務委託

2. 数量

別紙1のとおり

3. 委託期間

契約日～令和9年5月17日

4. 設置期限

告示日の前日（前日は予備日）

5. 設置場所

各区選挙管理委員会の指定する場所

6. 設置方法

別紙2の方法により、各区選挙管理委員会事務局職員の指示どおり設置すること。

7. 撤去期間

選挙期日の翌日から選挙期日の12日後まで

8. 仕 様

(1) ポスター掲示板（ポスター掲示場に用いる板の部分、以下「掲示板」という）

ア. 本体

次に掲げる材質のいずれかとし、テープ・のり・画鋏等を使用してポスターを固定できるもの。

- ・再生紙耐水ボード（グリーンマーク取得品）
- ・廃プラスチック再生ボード（エコマーク取得品）
- ・PET樹脂再生ボード（エコマーク取得品）

ただし、大阪市における本業務で使用実績のないボードを使用する場合は、サンプルを提出し、確認を受けること。

イ. 見出し（注意事項）

材質については本体に同じ

ウ. 規格

- 大きさ及び見出し、注意事項は、別紙3～4のとおり。QRコードデータについては別途提供する。また、QRコードの上には、候補者情報はこちらの文言を掲載すること。
- 本体の区画線、番号及び注意事項の文字、線、括弧、矢印、「駐車ご遠慮ください」枠の線の刷り色は濃紺色（DIC182）とする。
- ただし、月日、時間の算用数字、曜日、定数の算用数字、「駐車ご遠慮ください」の文字の刷り色は赤色とする。

エ. 各材質共通事項

- 厚さ3mm程度の表面白色で、印刷が容易に落ちないもの
- 使用後、回収・再生できるもの
- ※要リサイクル証明等 注意事項5 撤去作業について（3）参照
- 風雨や日数経過等により容易に変形しないもの
- 釘や押しピンによりひびや割れが発生しないもの

(2) 裏打

30mm程度の角垂木（寸角）で上下左右に外枠をつけ、この他に棧を区画数に応じ1～3本打つものとするが、別紙4のとおり表面の区画線に位置を合わせ、縦の区画線に沿って上下端及び横の区画線と交差する場所に1本ずつ、区画線の間には2本以上釘を打つこと。

また、設置期間中において掲示板と枠組みが外れることなく、作成時と同様の状態を保つよう、確実に取り付けること。

ただし、ボード自体に十分な強度があると確認した場合は、縦の角垂木の省略を可能とし、釘ではなくビス打ちとすること。また、それ以外の方法による場合は、本市の承諾を受けた上で裏打を減じることができる。

(3) 取付け

ア. 足部

50mm程度の角垂木（1寸5分角）を使用し、金具、針金、釘、くい等を用いて取り付ける。

イ. 設置位置

「脚立」等を用いずに、上段区画へのポスターの貼り付けができることを確認のうえ、可能な限り上方に設置すること。

9 特記事項

- (1) 別添の注意事項を確認し、作業等に当たっては遺漏なきよう取り扱うこと。
- (2) 様式(枠数)・設置数等に変更があった場合は、価格調整をする場合がある。
- (3) 作製については、大阪市近接地にて作業を行うこと。
- (4) 本件と同種案件の実績を有していること(別途証明書類の提出を求める)。
- (5) 設置作業にあたっては、取付け施設及び工作物に損傷を与えないように十分注意し、建造物等に破損等の損害を与えた場合や、第三者に損害を与えた場合には、受注者において速やかにその損害の補償・賠償を行うこととし、本市は一切の責任を負わないこととする。ただし、本市の責めに帰すべき事由においてはこの限りではない。

- (6) 本仕様書に関する疑義については、事前に担当者まで確認すること。なお、契約締結後の疑義については、すべて本市の解釈とする。
- (7) 本仕様書に明示されていない事象が生じた場合は、本市と協議の上、定めることとする。ただし、軽微なものについては、本市の指示に従うこと。
- (8) 設置状態に不具合が検出された場合は、受注者の責任において改善すること。
- (9) 「暴力団等の排除に関する特記仕様書」の内容を遵守すること。
- (10) 「再委託に係る特記仕様書」の内容を遵守すること。
- (11) 見積りに当たっては本仕様書を十分検討し、輸送料等本契約に関する一切の経費を勘案した上、見積りするものとする。
- (12) 契約締結した者は、契約の履行に関して、本市の職員から違法又は不適正な要求を受けたときはその内容を記録し、直ちに大阪市行政委員会事務局総務部総務課(連絡先：06 - 6208 - 8571)に報告しなければならない。

注 意 事 項

- 1 ポスター掲示場は、選挙執行上重要なものであり、作製及び設置の不備、事故等の瑕疵があれば選挙無効の原因となるので万全を期すること
- 2 掲示板の校正及び検収について
掲示板作製にあたっては、版下が出来上がりしだい本市に提出し校正を受けること
また、本市職員の現場検収を受けること
本市職員の現場検収が困難な場合には、その旨を申し出たうえで、写真(日付が分かる状態のもの)、社名・責任者名を明記した任意の様式を書面にて提出すること
- 3 設置作業について
 - (1) 各区選挙管理委員会（以下「区選管」と言う。）と設置日程を調整し、その結果を本市へ報告すること
 - (2) 設置にあたっては、掲示板自体の重量を考慮して強固に取付けを行うとともに、これに必要な補助材料(金具、垂木、針金等)及び工具を十分確保し、取り付けに支障をきたすことのないよう特に配慮すること
 - (3) 設置作業にあたっては、取付け施設及び工作物に損傷を与えないように十分注意すること
 - (4) 設置における作業時間は、原則として午前9時から午後5時までとする。このため、区選管との設置日程の調整にあたっては、作業時間を考慮して日程を決定すること。ただし、区選管の承諾を得れば、道路使用許可時間内に限り延長して作業を行うことができる
 - (5) 作業する者の能力や習熟度によっては、多くの作業時間がかかる場合があるため、このような時には早急に作業人員を増やす等の対策を取り、区選管と決定した期間内に作業を終えられる体制を組むこと
 - (6) 設置作業時に歩行者や車両への通行の妨げとならないよう、必要に応じて、作業車を別の場所で待機させたり、時間貸し駐車場に駐車させたりする等の対応をとること
 - (7) 特に公園等については、児童等の出入りも多くあるため、番線の処理など設置方法に十分に注意すること
- 4 ポスター掲示場の維持・管理(補修)について
 - (1) 設置期間中は、昼夜間、休日等にかかわらず、常に修理、取替えの事態に応ずる態勢を整えておくこと
 - (2) 設置期間中に気象の状況に応じて、設置場所の点検・補修及び撤去を指示する場合があるので、その際は速やかに対応した上で、追加経費の発生が見込まれ

る場合は、本市と協議すること

- (3) 部分剥離などのトラブル対策として、薄い(0.8mm程度)再生耐水紙(商品名：シクラパック等)を適宜保管して修理に対応すること
- (4) ポスター掲示場の倒壊等があった場合の補修等は、原則として連絡後直ちに対応し、少なくとも当日中に作業を完了すること

5 撤去作業について

- (1) 撤去後は、取り付けた施設等を原状回復すること
- (2) 撤去完了後、区選管へ連絡をすること

※ 区選管で完了確認を行った際、問題があった場合は、対応すること

- (3) 撤去した掲示板は原則回収・再生し、再生業者からリサイクル証明書の発行を受け、選挙課に提出すること。ただし、上記により難しい特段の事情がある場合には、選挙課にその旨を書面にて申し出た上で、環境に配慮し、関係法令遵守の下、責任をもって廃棄すること

6 風雨等には、十分耐えうるよう対策を講じておくこと

7 設置に瑕疵があったことにより生じた事故については、設置した業者がその責を負うものとし、設置・撤去期間中は、賠償責任保険契約に加入し、その加入を証する証明書等の写しを提出すること

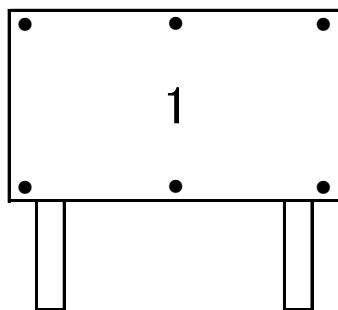
8 その他、作製・設置に関し契約締結後に疑義が生じた場合は、本市の解釈によること

統一地方選挙に係るポスター掲示場設置数等一覧(令和9年統一地方選挙)【仮】

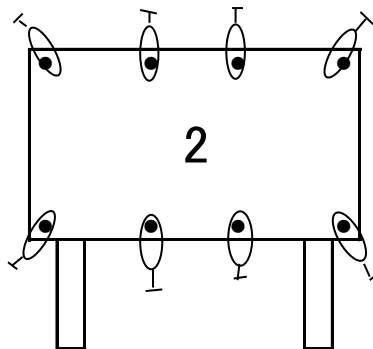
ブロック	区名	電話番号	市議				府議				市長			知事			備考
			定数	区画数	作製数	設置数	定数	区画数	作製数	設置数	区画数	作製数	設置数	区画数	作製数	設置数	
A	北区	6313-9626	3	12	86	84	1	6	86	84	8	86	84	10	86	84	Aブロック 作製総数
	福島区	6464-9626	2	8	52	50	1	6	52	50	8	52	50	10	52	50	
	此花区	6466-9626	2	6	64	62	1	6	64	62	8	64	62	10	64	62	
	西区	6532-9626	3	8	77	75	1	6	77	75	8	77	75	10	77	75	
	港区	6576-9626	2	8	63	61	1	6	63	61	8	63	61	10	63	61	
計					342	332			342	332		342	332		342	332	1,368
B	生野区	6715-9626	3	10	103	101	1	6	103	101	8	103	101	10	103	101	Bブロック 作製総数
	東住吉区	4399-9626	3	8	92	90	1	6	92	90	8	92	90	10	92	90	
	平野区	4302-9626	5	12	110	108	2	6	110	108	8	110	108	10	110	108	
計					305	299			305	299		305	299		305	299	1,220
C	大正区	4394-9626	2	6	52	50	1	6	52	50	8	52	50	10	52	50	Cブロック 作製総数
	住之江区	6682-9626	3	10	92	90	1	6	92	90	8	92	90	10	92	90	
	住吉区	6694-9626	4	12	92	90	1	6	92	90	8	92	90	10	92	90	
	西成区	6659-9626	3	12	82	80	1	6	82	80	8	82	80	10	82	80	
計					318	310			318	310		318	310		318	310	1,272
D	中央区	6267-9626	3	10	72	70	1	6	72	70	8	72	70	10	72	70	Dブロック 作製総数
	天王寺区	6774-9626	2	8	52	50	1	6	52	50	8	52	50	10	52	50	
	浪速区	6647-9626	2	6	57	55	1	6	57	55	8	57	55	10	57	55	
	東成区	6977-9626	2	10	62	60	1	6	62	60	8	62	60	10	62	60	
	阿倍野区	6622-9626	3	8	82	80	1	6	82	80	8	82	80	10	82	80	
計					325	315			325	315		325	315		325	315	1,300
E	都島区	6882-9626	3	8	72	70	1	6	72	70	8	72	70	10	72	70	Eブロック 作製総数
	旭区	6957-9626	2	8	72	70	1	6	72	70	8	72	70	10	72	70	
	城東区	6930-9626	4	10	102	100	1	6	102	100	8	102	100	10	102	100	
	鶴見区	6915-9626	3	8	67	65	1	6	67	65	8	67	65	10	67	65	
計					313	305			313	305		313	305		313	305	1,252
F	西淀川区	6478-9626	2	10	78	76	1	6	78	76	8	78	76	10	78	76	Fブロック 作製総数
	淀川区	6308-9626	5	10	109	107	2	6	109	107	8	109	107	10	109	107	
	東淀川区	4809-9626	4	12	106	104	2	6	106	104	8	106	104	10	106	104	
計					293	287			293	287		293	287		293	287	1,172
全ブロック計					1,896	1,848			1,896	1,848		1,896	1,848		1,896	1,848	7,584

※設置数については、作製数を超えない範囲で増減する場合がある。

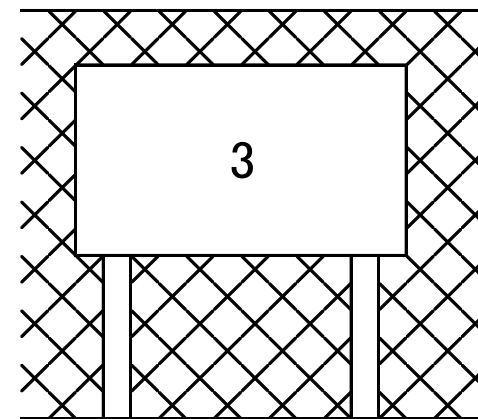
ポスター掲示場の設置方法（例示）



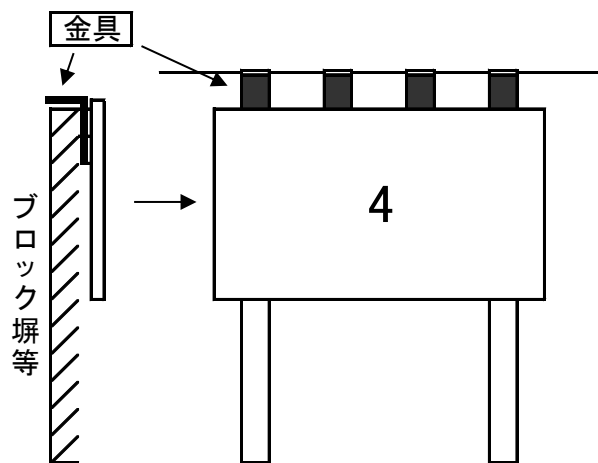
塀又は建物に直接くぎ付けする



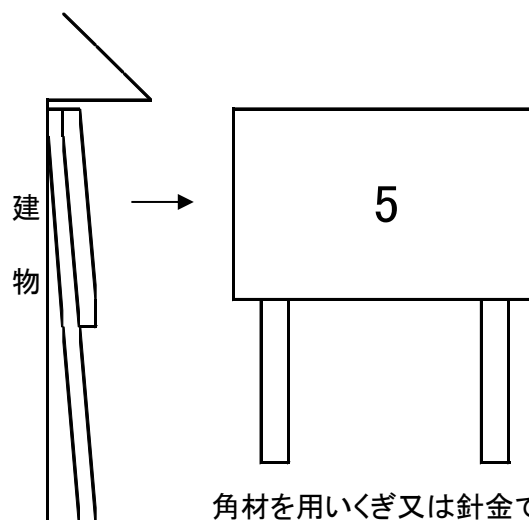
塀又は建物にくぎ打ちし、掲示板にもくぎ打ちし、針金で結びつける



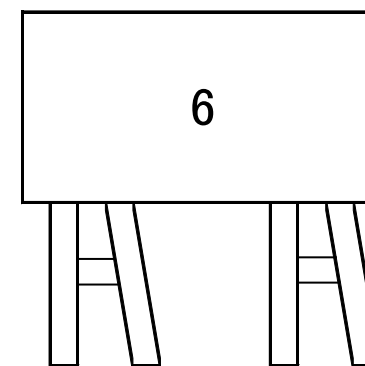
鉄柵、フェンス等に針金で取り付ける



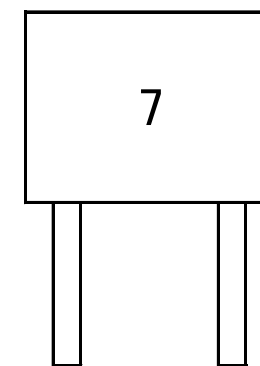
ブロック塀等に金具等を使用して取り付ける



角材を用いくぎ又は針金で取り付ける

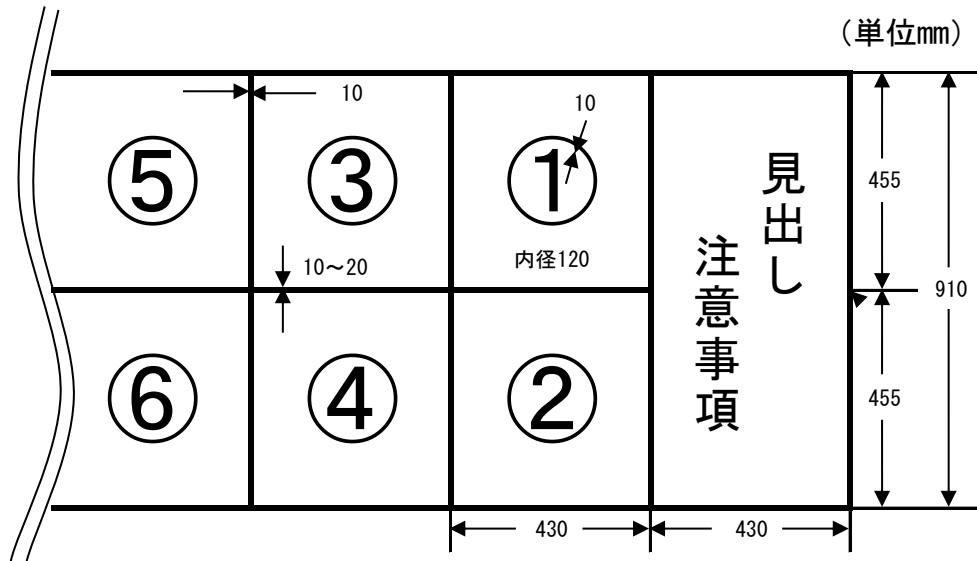


杭（金属製又は木製）を使用する（野立式）等の方法で取り付ける



1～6以外の方法で取り付ける

令和 9 年 統一地方選挙に係る
ポスター掲示場様式

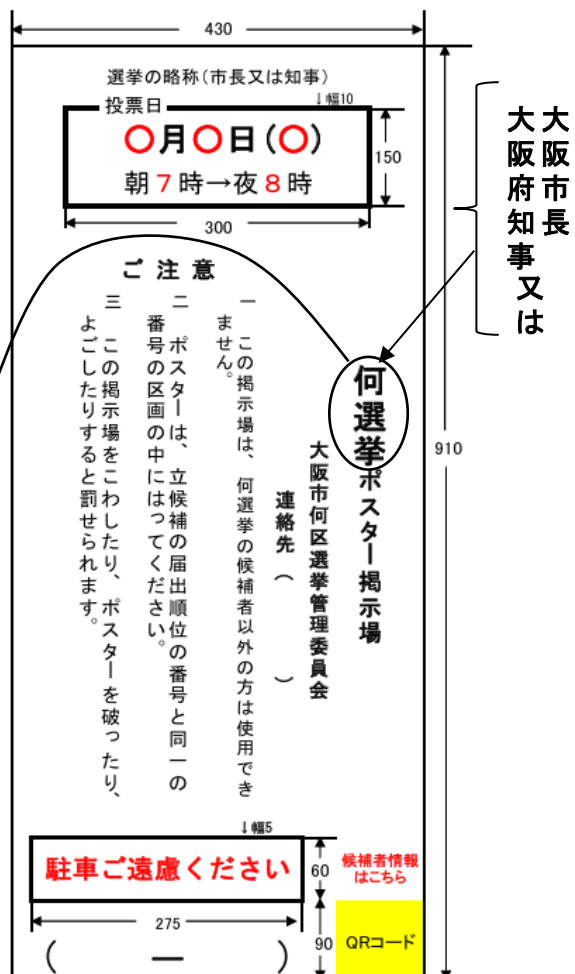


← 90 「注意事項」の規格 (単位: mm)



注意: 書体は角ゴシック体とする。
連絡先の数字は算用数字とする。

← 90 「注意事項」の規格 (単位: mm)



注意: 書体は角ゴシック体とする。
連絡先の数字は算用数字とする。

ポスター掲示場の規格

(単位mm)

1,310			見出し・ 注意事項	910
③	①			
④	②			

--	--

1,750			見出し・ 注意事項	910
⑤	③	①		
⑥	④	②		

--	--	--

2,190				見出し・ 注意事項	910
⑦	⑤	③	①		
⑧	⑥	④	②		

--	--	--

2,630					見出し・ 注意事項	910
⑨	⑦	⑤	③	①		
⑩	⑧	⑥	④	②		

--	--	--	--

3,070						見出し・ 注意事項	910
⑪	⑨	⑦	⑤	③	①		
⑫	⑩	⑧	⑥	④	②		

--	--	--	--	--

公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書

（条例の遵守）

第1条 受注者および受注者の役職員は、本契約に係る業務（以下「当該業務」という。）の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

（公益通報等の報告）

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（行政委員会事務局選挙部選挙課）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（行政委員会事務局選挙部選挙課）へ報告しなければならない。

（調査の協力）

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

（公益通報に係る情報の取扱い）

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（発注者の解除権）

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

再委託に係る特記仕様書

- 1 契約書に規定する「主たる部分」とは委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等をいい、受注者はこれを再委託することはできない。
- 2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- 3 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が1,000万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

- 4 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- 5 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を契約書に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。